

# 小田原市 妊婦・産婦健康診査償還払いについて

R5年4月

- 助成の対象 妊婦・産婦健康診査費用補助券を使用せずに受けた妊婦・産婦健康診査の費用
  - ・小田原市と契約をしていない医療機関などで受けた妊婦・産婦健康診査の費用を負担している
  - ・妊婦・産婦健康診査費用補助券の金額に満たなかった妊婦・産婦健康診査の費用がある以上のような一定の要件を満たす、妊婦・産婦健康診査の日以小田原市に住民登録のある方

【※次のような場合は、助成の対象にはなりません】

- 妊娠判定のためや産後フォローのための診療および、健康保険適用の診療費用
- 母子健康手帳交付前の健診
- 検査のみの場合などで、妊婦・産婦健康診査費用でない場合
- 妊婦・産婦健康診査費用補助券を使用して受けた、補助券費用以上の自己負担金分
- 妊婦・産婦健康診査費用補助券を全て使用した後の妊婦・産婦健康診査費用
- 海外の医療機関で妊婦・産婦健康診査を受けられた時の費用

- 申請期間 出産日から起算して1年未満（出産日から1年になる前日まで）

- 申請場所 子育て世代包括支援センターはっぴい または はっぴい分室  
はっぴい：小田原市酒匂2丁目32-16 小田原市保健センター内  
分室：小田原市久野195番地の1 おだわら子ども若者教育支援センター内  
妊婦・産婦健康診査費用償還払いに必要なものを必ず確認してください。

- 予約方法 平日のみ 9：00～17：00  
※事前に子育て世代包括支援センターはっぴいへ予約してください  
電話：0465-47-0844

- 支払方法 座振込み

## ●申請時必要なもの

① 妊婦健康診査助成金申請書	市ホームページ内から印刷して、 <b>太枠内を記入</b> してお持ちください。 記入方法もダウンロードできます。 申請書は、申請窓口にもあります。
② 母子健康手帳のコピー	【妊婦・産婦健康診査共通】表紙：名前・出生日・交付日が分かるところ 【妊婦健康診査】妊娠中の経過：助成される妊婦健康診査の全ての日付と経過がわかるページ 【産婦健康診査】出産後の母体の経過：助成される産婦健康診査の日付と経過がわかるページ
③ 妊婦健康診査費用補助券	未使用のもので、3枚つづりのもの <b>※3枚そろっていないものは申請できません。</b>
④ 領収書（原本）	償還払い申請するもの （妊婦健康診査費用補助券が使用できず、自己負担した健康診査の分） <b>※受診者の名前・健康診査年月日・領収金額・保険適用外の妊婦健康診査費用・産婦健康診査費用 医療機関名が明記されているもの</b> ※手続き時にお預かりいたしますが、希望者には手続き終了後に返却いたします。
⑤ 診療明細書	償還払い申請するもの ※コピー可
⑥ 振込口座が確認できるもの	申請書に記入された振込先の預金通帳やカードなど ※申請用紙の記載振込先を最終確認するために必要となります。 <b>※振込先がゆうちょ銀行の場合には、振込用の店名・口座番号を確認してご記入ください。</b>
⑦ 印鑑	申請書に使用する印鑑で、朱肉を必要とするもの（スタンプ印は不可）

## ●申請にあたり、ご確認ください

- ・保険外診療の内容であっても、文書料やCD-R等の妊婦健康診査の費用に該当しないものについては、助成の対象になりません。そのため、領収書の金額と決定額が異なる場合があります。
- ・明細書をお持ちでなく、健診内容として不明の場合、市より医療機関へ確認の連絡を行う場合があります。
- ・振込額は、後日決定通知書にてお知らせします。なお、お振込みは申請の翌月末を予定しています。